



令和 3 年 11 月 11 日

七飯町公営企業管理者
七飯町長 中 宮 安 一 様

七飯町公営企業経営審議
会長 堀 田 市 雄



「水道事業及び下水道事業の経営全般に関することについて（答申）」

令和3年10月15日付け七公営第169号で諮問のありました標記の件について、次のとおり答申する。

1 経緯

令和3年10月15日付け七公営第169号「水道事業及び下水道事業の経営全般に関すること」の諮問を受け、公営企業の令和2年度の決算状況より確認すると、それぞれの事業において純利益を計上しているが、その内情を見ると両事業とも営業損失の計上があり、公営企業の状況についてさらに精査する事が必要と判断した。

その結果、水道事業と下水道事業において営業損失を計上した経緯や原因等が大きく異なっている事を踏まえ、次の事項について住民目線、利用者目線、経営者目線及び専門家目線等を通じ今後の七飯町公営企業の経営に対し、多角的な視点から、次に掲げる精査項目について慎重に審議を行った。

- 1) 七飯町に隣接する2市（函館市、北斗市）と七飯町が提供する公営企業に関する住民サービスの水準を比較し、その水準の確認とそれらを提供するための支出の効率化の検討を精査項目とする。
- 2) 水道料金についての改定条件の整理を諮問事項の精査項目とする。
- 3) 大沼下水浄化センターの現状の課題等のほか、処理方式の変更に伴うメリット・デメリットの整理を通じ更新の方向性（維持管理費に主眼をおいた更新）を精査項目とする。
- 4) 下水道使用料の状況と課題等を整理し、下水道使用料（改定）を精査項目とする。

2 答申事項

【 水道事業に関して 】

1) 水道事業及び下水道事業の公共サービス水準の見直しの実施

- ・七飯町並びに隣接する2市（函館市、北斗市）が提供する水道事業等に関するサービスの内、利用開始・停止時に水道施設の止水栓を開ける作業等（以下「閉開栓業務」という。）の中止について検討する事を答申する。
- ・調定、収納業務（毎月実施している水道メータの検針、口座・クレジット等引落とし用データ作成・送信、納付書の印刷・郵送、銀行やコンビニからの入金・手数料支払等まで）を、函館市が実施している隔月調定・収納業務に変更等が可能か検討するよう答申する。

2) 水道料金についての改定条件の整理に関する事項

- ・損益計算における連続2期の営業損失発生と3期目の営業損失発生が見込まれる時、資金ショートによる不払い回避の為、一定の現金・預金（概ね給水収益の3カ月分等の残高設定）を確保し、その設定額が確保されない場合、供給単価と給水原価に基づく料金回収率が100%を下回る年度が連続2期発生し、3期目の回収率も100%を下回る事が見込まれる場合の3条件のうち1つでも条件に合致する場合は水道料金改定に着手するよう答申する。

【 下水道事業に関して 】

1) 大沼下水浄化センターの現状（汚水処理量、施設の更新、維持管理費）より、同施設が特環下水道の経営に大きな負担を強いているため、新しい処理方式（大型浄化槽汚水処理施設の更新）や流域関連公共下水道への接続（広域化処理）の2方針に関して、早急に七飯町としての計画策定を行うよう答申する。

2) 次の通り下水道使用料を改定するよう答申する。

【 下水道使用料改定表 】

（ 税抜き ）

項目 区分	改定前 水量	改定前 基本料金	改定前 超過料金	改定後 水量	改定後 基本料金	改定後 超過料金	備考
七飯処理区	8 m ³	1,000 円	8 m ³ を超 える1 m ³ につき	6 m ³	900 円	6 m ³ を超 える1 m ³ につき	超過料金 30 円/m ³ 増の改定
大沼処理区			120 円			150 円	
大沼処理区 町外流入			8 m ³ を超 える1 m ³ につき			212.5 円	

※コロナ禍の状況や経済回復の状況等を見定め下水道使用料の改定する時期については、慎重な判断を下す事を考慮すべき事項とする。

3 附帯意見

- 1) 水道料金及び下水道使用料の見直し期間を、最低3～5年間とし定期的な見直しを検討すること。なお、改定において全ての使用者に恩恵（水道料金、下水道使用料が現行より低く設定できる場合）が発生する場合にはこの期間に限らず早急に見直しを行うこと。
- 2) 下水道事業についても本格的な汚水管渠の更新を行う際には、利用者への負担を考慮した計画期間を設定し、費用の平準化や費用負担の軽減を図る事について検討すること。
- 3) 水道料金については、今回の答申において料金改定を行わないが、人口減少が見込まれる事や今回の下水道使用料による基本水量（水道：8 m³、下水道：6 m³）の差異について、早急に是正し使用者に分かり易い料金・使用料体系を早急に構築すること。なお、今回下水道使用料の改定において負担軽減が図られる利用者（0～6 m³の利用者）の水道使用料については、今後の水道料金改定時において負担の公平性等を十分考慮すること。
- 4) 公営企業の事業活動の状況について、現在の取組以上に情報発信を行い水道・下水道の経営状況や利便性について利用者に十分周知を行うこと。
- 5) 汚水を発生させる全ての利用者に対し、処理施設の負担軽減や環境保全への取組として、排水溝等へ流す汚水やその他の発生物質について今一度あるべき姿や負担を軽減する方法について周知を行うこと。
- 6) 都市計画区域内で下水道へ接続していない施設等に対し、水洗化を促進するため、七飯町水洗便所改造等資金融資斡旋条例による資金支援の施策がある事を、今まで以上に周知を行い普及率のさらなる改善を行うこと。

【 答申書附属資料 】

- 資料1 諮問文書（写）
- 資料2 令和3年度七飯町公営企業経営審議会経過資料
- 資料3 七飯町公営企業経営審議会委員名簿
- 資料4 事務事業改善実績資料
- 資料5 諮問事項の精査資料
- 資料6 答申事項（水道事業）の精査資料
- 資料7 答申事項（下水道事業）の精査資料
- 資料8 答申事項（下水道使用料算定）の精査資料